各検診機関からの回答を市町ごとに以下の区分でまとめた。 ○: はい																													_		J / \	` ' '			
<ul><li>× : いいえ</li><li>△ : 今年度中に確実に実施予定</li></ul>													個						食診のう	ち調査回名	答市町									Shill Class I II was I also as a second				集団検診	
- : 「-」や空欄、文言で回答	長崎(26機		佐世( (14機		島原市 (4機関		早市 幾関)	大村下 (4機関			松浦市 15機関)	対馬 (2機)		壱岐市 (2機関)		島市 幾関)	西海 (15機		雲仙市(5機関		島原市 機関)		与町 機関)	時津 (2機)		頁彼杵町 (4機関)		棚町 機関)	波佐! (12機		佐々町 (11機関)	新上3		個別計 (164機関)	集団 (2機関)
1. 受診者への説明	O ×	△ -	$\bigcirc$ ×		$\bigcirc \times \triangle$	- O ×		$\bigcirc \times \triangle$	O ×	△ - O	$\times \triangle$	- O × Z		$\times \triangle$	- O ×		O × 2	△	$ \times _{\triangle}$	- O >	<   _   -	O ×	△ -	$0 \times 2$	7 - 0	$\times \triangle$	- 0 >	< <u> </u>	$\bigcirc$ ×	△	×	- O ×	△ - C	×	O × Δ -
検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを (1) 説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを 明確に説明しましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		26	2	2	4		1		12	11		1	16	2 2	2
精密検査の方法や内容について説明しましたか(精密検査としては、検診結果に (2) 基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたも のを実施すること、及びこれらの検査の概要など)。	26		14		4	7 1		4	2 1	15		2	2		2		15	Ę	5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	2 2	2
精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した 3)場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	26		14		4	7 1		4	3	15		2	2		1 1		15		5	5		27	1	2	4		1		12	11		1	16	2 1	2
検診の有効性(細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか。	26		14		4	7 1		3 1	3	15		2	2		2		15	Ę	5	5		26	2	2	4		1		12	11		1	15	3 2	2
(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	26		14		4	8		3 1	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	3 1	2
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか。	26		14		4	8		3 1	3	15		2	2		2		15	Ę	5	5		27 1		2	4		1		12	11		1	16	1 3	2
2. 検診機関での精度管理																																			
(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を 行いましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
(2) 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書に明記しましたか。	24	2	13 1		4	5	3	3 4	3	15		2	2		2		14 1		5	5		27 1		2	4		1		11 1	10	1	1	15	5 5	2
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理(固定など)しましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託する場合は、その委託機関 (施設名)を仕様書に明記しましたか。	19	7	11 1	2	4	5 2	1	3	1 3	14	1	2	2		1	1	12 1	2 4	4 1	4	1	25	3	2	4		1		10 1	1 9	1	1 1	13	6 9 19	1 1
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、 対策を講じましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	3 1	2
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
(9) 問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診 勧奨を行いましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	26		14		4	8		4	3	15		2	1	1	2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	3 1	2
(11) 視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	4	2
3. 細胞診判定施設での精度管理	Ī						1 1																												
細胞診判定施設は、(公社)日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。も (1) しくは、(公社)日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が 連携して検査を行いましたか。	26		13	1	4	7 1		3	1 3	15		2	2		2		15	Ę	5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	1 1 2	2
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い、再スクリーニング施行率を報告しましたか。	21 4	1	11 2	1	4	5 3		3	1 2 1	13	2	2	2		2		12 3		5	5		26 2		2	4		1		10 2	ć	2	1	14	21 3	2
(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステムを用いましたか。	25	1	13	1	4	7 1		3	1 3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	1 3	2
全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか。	24 1	1	13	1	4	8		3	1 3	15		2	2		2		15		5	5		27 1		2	4		1		12	11		1	15	2 3	2
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか。	25	1	11 1	2	3 1	8		3	1 2 1	14	1	2	2		2		14 1	1	3 1	1 3	1 1	28		2	4		1		11 1	10	1	1	14	9 6	2
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか。	25	1	12	2	4	8		3	1 2 1	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	15	9 1 4	2
4. システムとしての精度管理		•																						'						•		•			
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも 検診受診後4週間以内になされましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		28		2	4		1		12	11		1	16	3 1	2
がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められ (2) た項目を全て報告しましたか。	26		14		4	8		4	3	15		2	2		2		15		5	5		27	1	2	4		1		12	11		1	16	2 1 1	2
精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床 進行期のこと)について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	25 1		13 1		4	7		4	2 1	14	1	1 1	2		2		14 1		5	5		28		2	4		1		11 1	10	) 1	1	15	4 9 1	2
診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん (4) 専門家あるいは細胞診専門医を交えた会)等を設置していますか。もしくは、市町 や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか。	20 4	2	8 5	1	4	3 4	1	2 2	1 2	9	6	2	1	1	2		7 7	1	5		5	22 3	3	1	1 2	2	1		7 5	(	5 5	1	91	64 7 2	2
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適 中度等のプロセス指標値を把握していますか。	21 2	3	10 4		1 3	8		3 1	1 2	11	4	2	1	1	2		9 5	1 2	2 3	2	3	24	4	1	1 3	1	1		8 4		4	1	11	4 41 9	2
プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況 を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。また、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等あった場合は、それを参考にして改善に努めましたか。	22 1	3	11 2	1	1 3	6 1	1	3 1	2	1 13	2	1 1	2		2		12 2	1 4	4 1	4	1	24	4	1	1 3	1	1		10 2	í	2	1	13	21 10 2	2